

政令第百二十三号

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）の施行に伴い、及び關係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関稅法施行令の一部改正）

第一条 関稅法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の三」を「第五十九条の四」に、「第五十九条の四」を「第五十九条の五」に、「

第六章 収容及び留置（第六十九条 第八十一条）」を

「第五章の二 認定通關業者（第六十九条・第六章 収容及び留置（第七十条 第八十一条

十九条の二）

に改める。

第四条の四を次のように改める。

第四条の四 削除

第四条の五第一項中「第七条の二第六項」を「第七条の二第五項」に改める。

第四条の十一を次のように改める。

（担保の提供命令の手續）

第四条の十一 法第七条の八第一項（担保の提供）の規定による命令は、提供すべき担保の金額及び当該担保を提供すべき期間を記載した書面でしなければならない。

第四条の十二第一項中「この条」の下に「及び第八十三条第三項」を加え、「並びに関税暫定措置法第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定により関税の軽減を受けた場合にあつてはその旨」を削り、同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第八条の四第一号中「（同条第二項の規定により当該担保に係る増担保を提供した場合は、当該増担保を含む。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に改める。

第十一条中「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）」を「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）」に改める。

第十七条の見出しを「（開庁時間外の貨物の積卸しの届出）」に改め、同条中「（執務時間外の貨物の積卸し）」を「（開庁時間外の貨物の積卸し）」に改める。

第二十五条第一号中「第百十九条（質問、検査又は領置）」を「第百十九条第一項（質問、検査又は領置等）」に改める。

第四十二条第二項ただし書中「、税関長は」を削り、「事由により」の下に「税関長が」を加え、同条第三項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が法第六十一条の五第一項若しくは第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認又は法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第五十条の四第二項ただし書中「、税関長は」を削り、「事由により」の下に「税関長が」を加え、同条第三項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が法第五十条第一項若しくは第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認又は法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がそ

の添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第五十五条の次に次の七条を加える。

(国際運送貨物取扱業者に関する要件)

第五十五条の二 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。

一 法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)又は第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けている者

二 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)又は第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けている者であつて、その許可の日(二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日)から三年を経過している者(前号に掲げる者を除く。)

三 指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者であつて、その管理を始めた日から三年を経過している者

四 次に掲げる者であつて、法第六十三条の二第一項の承認の申請の日前三年間において保税運送をし

たことがある者

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項前段（貨物定期航路事業の届出）又は第二十条第一項前段若しくは第二項前段（不定期航路事業の届出）の届出（以下この号において「事業の届出」という。）をした者（当該事業の届出に係る同法第十九条の五第二項又は第二十条第三項の届出をしていない者に限る。）であつて、当該事業の届出の日（二以上の事業の届出をしている場合にあつては、これらのうち最初にした事業の届出の日）から三年を経過している者

ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条（許可）の許可（同法第三条第一号（事業の種類）に掲げる一般港湾運送事業に係るものに限る。）を受けている者であつて、その許可の日（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日）から三年を経過している者

ハ 航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）第百条第一項（許可）又は第二百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経過している者

二 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）若しくは第三十五条第一項（登録）の登録又は同法第二十条（許可）若しくは第四十五条第一項（許可）の許可を受けている者であつて、その登録又は許可の日から三年を経過している者

ホ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）又は第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経過している者

（保税運送の承認を受けることを要しない区間）

第五十五条の三 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によつて行われている保税地域相互間とする。

（運送目録の記載事項等）

第五十五条の四 法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）に規定する運送目録には、運送に使用しよ

うとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格を記載しなければならない。この場合において、運送する距離が短いことその他の事情により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

2 法第六十三条の二第四項の規定による運送目録の提出は、同条第三項の確認を受けた日から一月以内にするものとし、特定保税運送（同条第一項に規定する特定保税運送をいう。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。

一 法第六十三条の二第二項及び第三項の確認を行う税関官署の長が同一である特定保税運送

二 相互に多数の特定保税運送が行われる場所（同一の税関の管轄区域内の場所に限る。）として税関長が指定した特定の場合所相互間において行われる特定保税運送

三 輸出の許可を受けた貨物に係る特定保税運送

3 法第六十三条の二第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

(特定保税運送者の承認の申請の手続等)

第五十五条の五 法第六十三条の三第一項(承認の手続等)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)の住所又は居所及び氏名又は名称

二 申請者が法第六十三条の二第一項に規定する国際運送貨物取扱業者である場合にあつては、第五十条の二各号のいずれに該当するかの別

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第六十三条の四第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)若しくは第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 申請者が第五十五条の二第三号又は第四号のいずれかに該当する者であるときは、第一項の申請書には、当該いずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

5 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

6 法第六十三条の二第一項の承認を受けた者（以下「特定保税運送者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）

第五十五条の六 法第六十三条の四第一号口（承認の要件）に規定する政令で定める国際運送貨物取扱業者の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同条第一号口に規定する政令で定める法律は、当該区分に應じ当該各号に定める法律とする。

一 第五十五条の二第四号イに該当する者 海上運送法

二 第五十五条の二第四号ロに該当する者 港湾運送事業法

三 第五十五条の二第四号八に該当する者 航空法

四 第五十五条の二第四号二に該当する者 貨物利用運送事業法

五 第五十五条の二第四号ホに該当する者 貨物自動車運送事業法

(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續)

第五十五条の七 法第六十三条の六(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一 届出をする特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨

三 法第六十三条の二第一項の承認を受けた年月日

四 その他財務省令で定める事項

(承認の取消しの手續)

第五十五条の八 税関長は、法第六十三条の八第一項(承認の取消し)の規定により法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその

承認を受けていた者に通知しなければならない。

第五十六条中「徴収）」の下に「（同条第二項後段において準用する場合を含む。）」を加え、「第十五条第三項」を「第六十五条第四項」に、「番号、」を「番号（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物を滅却しようとする場合を除く。）、「に、「番号」」を「番号（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物が亡失した場合を除く。）」に改める。

第五十八条ただし書中「携帯品」の下に「（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。）」を加える。

第五十九条第一項第一号中「価格」の下に「（特例輸入者の特例申告貨物にあつては、貨物の品名、数量及び価格）」を加える。

第五十九条の六を削り、第五十九条の五を第五十九条の六とする。

第五十九条の四の見出しを「（特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項等）」に改め、同条中「

による輸出申告」の下に「（同項に規定する特定輸出者に係るものに限る。）」を、「携帯品」の下に「（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項に規定する特定委託輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「及び次の各号」とあるのは、「、当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者及び次の各号」と読み替えるものとする。

3 前項の輸出申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。
第五十九条の四を第五十九条の五とする。

第五十九条の三第一項第三号中「（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）」を削り、第五章第一節中同条

を第五十九条の四とする。

第五十九条の二の次に次の一条を加える。

(輸入に際し課税標準の申告が必要となる特例申告貨物等に係る規定)

第五十九条の三 法第六十七条(輸出又は輸入の許可)及び第六十七条の二第一項第二号(輸出申告又は輸入申告の時期)に規定する政令で定める規定は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下この条並びに第六十一条第一項第二号及び第四項において「メキシコ協定」という。)第五条1(メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)とする。

第五十九条の七第一項中「第六十七条の三第五項」を「第六十七条の三第四項」に改める。

第六十二条の三十四第二号中「による担保が提供されていない場合」を「により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないとき」に改め、同条第四号中「(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」を削る。

第七十条の二第一項中「第七十九条第三項(收容の公告等)」を「第八十条第三項(貨物の收容)」に

改め、同条第二項中「第八十条第三項本文（収容貨物の保管方法）」を「第八十条の二第三項本文（収容の方法）」に改め、同条を第七十条の三とする。

第七十条を第七十条の二とする。

第六十九条第一項中「第七十九条第三項（収容の公告）」を「第八十条第三項（貨物の収容）」に改め、同条を第七十条とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 認定通関業者

（認定通関業者の認定の申請の手續等）

第六十九条 法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三条第一項（通関業の許可）の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうちいずれかの許可をした税関長）に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 通関業法第三条第一項の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての税関長）

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第七十九条第三項第三号の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）、第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）又は第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき認定をしたときはその旨を、認定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第七十九条第一項の認定を受けた者は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

（認定の取消しの手続）

第六十九条の二 税関長は、法第七十九条の四第一項（認定の取消し）の規定により法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

第八十一条中「第六十九条第二項」を「第七十条第二項」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十三条第一項中「適用される貨物（）」の下に「特例輸入者の」を加え、同条第三項中「第六十一条第一項の規定は、」を「第四条の十二第二項の規定は特例委託輸入者（法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者をいう。）の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る」に、「について」を「について、それぞれ」に改める。

第八十七条の見出しを「（届出を必要とする開庁時間外の事務等）」に改め、同条第一項中「（臨時開庁）」を「（開庁時間外の事務の執行の求め）」に、「政令で定める臨時の執務」を「税関の事務のうち政令で定めるもの」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第九十八条第一項の規定による届出は、執行を求めようとする事務の種類、時間及び事由を記載し

た書面でしなければならない。

第八十七条の二を削る。

第九十二条第一項第一号イ中「第七条の十二（承認の取消し）の規定」の下に「、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定」を、「（許可の取消し等）の規定」の下に「、法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）、第六十三条の三第二項（承認の手續等）、第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）、第六十三条の七第二項（承認の失効）及び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定」を加え、「第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）」を「第七十九条第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三第二項（認定の失効）並びに第七十九条の四第一項（認定の取消し）」に改め、同項第二号イ中「（運送）」の下に「（法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項及び第六十三条の八第一項を除く。）」を加え、同号口中「（臨時開庁）」を「（開庁時間外の事務の執行の求め）」に改める。

（関税率法施行令の一部改正）

第二条 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「戻し税（第五十四条の十三 第五十四条の十七）」を「戻し税等（第五十四条の十三 第五十四条の十八）」に改める。

第一条の二第二号ただし書中「第五条の二」を「第五条の二第一項第二号」に、「第五十七条」を「第五十七条第十号」に改める。

第三条第一項中「（次項）」を「（第三項）」に改め、「。次項」の下に「及び第三項」を、「輸入申告書」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告書（関稅法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。））」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した特例申告貨物について法第十条第一項の規定により関稅の輕減を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同項の規定により関稅の輕減を受けようとする旨を付記しなければならない。

第三条の二第一項及び第三条の四中「（関稅法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書

をいう。以下同じ。」を削る。

第五条の二中「の輸入の際」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）」を、「輸入申告書」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告書）」を加え、「添附して」を「添付して」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特例申告貨物について法第十一条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

第十一条の二第四号中「製造工場の名称及び所在地」を「場所」に改める。

第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五を第十三条の六とし、第十三条の四を第十三条の五とし、第十三条の三の次に次の一条を加える。

（注文の取集めのための見本の輸入に係る免税の手續）

第十三条の四 特例申告貨物について法第十四条第六号（無条件免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同号の規定により関税の

免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

第十六条第一項中「。次項において同じ。」を削り、同条第二項中「、前項の規定による書類のほか」を削り、同条に次の一項を加える。

3 特例申告貨物について法第十四条第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。）又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物についてこれらの規定により関税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

第十六条の五中「輸入申告書」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告書）」を加え、「積みもどし」を「積戻し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特例申告貨物について法第十四条の二の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

第三十四条中「輸入申告」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告）」を加え、同条に次の一項

を加える。

2 特例申告貨物について法第十七条第一項の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同項の規定により関税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

第三十五条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十六条中「輸入申告書」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告書）」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第三十七条第一項中「番号」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）」を加える。

「第十章の二 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税」を「第十章の二 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等」に改める。

第五十四条の十三の見出しを「（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）」に改め、同条第一項中「戻し税）」を「戻し税等）」の規定による届出は、同項」に改め、「を輸入しようとする者

は、当該貨物」を削り、「際に」の下に「、同項の規定の適用を受けようとする旨」を加え、「提出して、その確認を受けなければならない」を「提出することにより行うものとする」に改め、同条第三項中「ときは」の下に「、同項の貨物の性質及び形状を確認し」を加える。

第五十四条の十四及び第五十四条の十五中「戻し税」を「戻し税等」に改める。

第五十四条の十六中「戻し税」を「戻し税等」に改め、「証明書」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」を加える。

第五十四条の十七の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）」を付し、同条中「戻し税」を「戻し税等」に改め、第十章の二中同条の次に次の一条を加える。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の三第三項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第三項」と、「納付し

た関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。）の額を除く。）とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に改める。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

（無税を適用するエチル ターシャリ ブチルエーテルの証明方法）

第六条の二 法の別表第一第二九 九・一九号の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告）に際し、経済産業大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第八条第一項中「特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）」を「特例申告貨物」に改める。

第十一条中「第三号の二」を「第四号」に改める。

第十二条中「第七条の三第二項第三号の二」を「第七条の三第二項第四号」に改める。

第十四条第一項ただし書中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改める。

第二十条第一項中「関税率表第四一・〇四項から第四一・〇七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品」を「次に掲げる物品」に改め、同項に次の各号を加える。

一 関税率表第三九二六・二〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品

- 二 関税率表第四〇・一五項に掲げる物品
- 三 関税率表第四一・〇四項から第四一・〇七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品
- 四 関税率表第四二・〇三項に掲げる物品
- 五 関税率表第四二〇五・〇〇号の二に掲げる物品
- 六 関税率表第四三・〇四項に掲げる物品
- 七 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品
- 八 関税率表第五〇・〇四項に掲げる物品のうち縫糸
- 九 関税率表第五〇・〇七項に掲げる物品
- 十 関税率表第五一・一一項から第五一・一三項までに掲げる物品
- 十一 関税率表第五二・〇四項又は第五二・〇八項から第五二・一二項までに掲げる物品
- 十二 関税率表第五三・〇九項から第五三・一一項までに掲げる物品
- 十三 関税率表第五四・〇一項、第五四・〇七項又は第五四・〇八項に掲げる物品

- 十四 関税率表第五五・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品
- 十五 関税率表第五六類に掲げる物品
- 十六 関税率表第五八類に掲げる物品
- 十七 関税率表第五九類に掲げる物品
- 十八 関税率表第六〇類に掲げる物品
- 十九 関税率表第六一類に掲げる物品
- 二十 関税率表第六二類に掲げる物品
- 二十一 関税率表第七三一九・二〇号又は第七三三二六・二〇号に掲げる物品
- 二十二 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。
）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。））、銅製のエキスパンデッドメタル並び
に銅製のばねを除く。）
- 二十三 関税率表第八三・〇八項に掲げる物品
- 二十四 関税率表第九六・〇六項又は第九六・〇七項に掲げる物品

二十五 関税率表第三九二三・二一号、第三九二三・二九号、第四八一九・四〇号、第四八二一・一〇号又は第四八二三・九〇号に掲げる物品であつて包装に使用するもの

第二十条第三項中「掲げるもの」を「掲げる物品」に改める。

第二十三条第一項中「（特例申告貨物について関税の軽減を受けようとする者を除く。）」を削り、「輸入の際」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）」を、「輸入申告書」の下に「（特例申告貨物にあつては、特例申告書）」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第二十五条第二項第一号を削り、同項第二号中「第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一四号に掲げる物品（気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。）」を「第五二

号に掲げる国を原産地とする関税率表第二九 五・三一号に掲げる物品」に改め、「、第二八二四・一
号に掲げる物品」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二 号の一、第八二二三・

号及び第八二一五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十二年三月三十一日までに輸入されるも

の

第二十五条第三項中「、第二七号」を削る。

(税関関係手数料令の一部改正)

第四条 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(外国貨物の積戻し)」を削り、「(外国貨物である船用品又は機用品の積込み)」を「(船用品又は機用品の積込み等)」に改め、「の事務」の下に「(第四項第一号及び次条第三項第一号において「特定税関事務」という。)」を、「第二十九条の三」の下に「(税関職員の出発の申請)」を、「得た額」の下に「(第四項第一号、次条第三項第一号並びに第十三条の五第二項及び第三項において「派出費用相当額」という。)」を加え、同条第四項中「みなされた場所」の下に「(以下この項において「届出蔵置場」という。)」を加え、「当該場所」を「当該届出蔵置場」に改め、「(以下この項において「軽減蔵置場」という。)」を削り、「第一項の規定により計算される額(軽減蔵置場となる日の属する月及び軽減蔵置場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額)の二分の一に相当する額を軽減することができる」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該届出蔵置場において特定税関事務が行われる場合 第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該手数料の全額

第二条第五項を削る。

第三条第三項中「みなされた場所」の下に「（以下この項において「届出工場」という。）」を加え、「当該場所」を「当該届出工場」に改め、「（以下この項において「軽減工場」という。）」を削り、「第一項の規定により計算される額（軽減工場となる日の属する月及び軽減工場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該届出工場において特定税関事務が行われる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該手数料の全額

第三条第四項を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条第一項中「から第七条まで」を「、第七条」に、「（指定地外検査）」を「（貨物の検査場所）」に改め、「、法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する承認」を削り、「（証明書類又は磁気テープ等の交付）」を「（証明書類の交付及び統計の閲覧等）」に改め、「（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）」を削り、同条第三項中「二十五日」を「末日」に改め、「及び当該許可又は承認が月の二十七日以後に行われた場合におけるその翌月分」を削り、同条第四項中「月の二十六日以後」を「当該変更の日の属する月の翌月分の手数料の納付後」に、「から十日以内」を「の属する月の末日と当該変更の日から十日を経過した日とのいずれか遅い日まで」に改める。

第十三条の二第一項第二号中「（指定地外検査）」を「（貨物の検査場所）」に改め、「（外国貨物の積戻し）」及び「又は法第九十八条第一項（臨時開庁）の承認」を削り、同条第二項中「（災害による手数料の還付、軽減又は免除）」、「（外国貨物の積戻しの手続）」及び「又は第八十七条第三項（臨時開

庁の承認の申請)」を削る。

第十三条の五第二項中「の二分の一」を「(同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額)の二分の一」に改め、「(同条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の三に相当する額)」を削り、同条第三項中「の二分の一」を「(同条第二項において準用する第二条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額)の二分の一」に改め、「(同条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の三に相当する額)」を削る。

第十四条の見出しを「(手数料の前納等)」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第五十九条」を「第五十九条第一項」に改め、「関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第七号又は第八号（携帯品及び引越荷物の無条件免税）の別送して輸入する課税物品にあつては関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十四条第一項（別送する携帯品又は引越荷物の免税の手續）に規定する申告書とし、」を削り、「（特例申告）」を「（申告の特例）」に、「特例申告に」を「特例申告（以下「特例申告」という。）に」に改め、「とする。」を削り、同条第二項中「関税率法施行令」の下に「（昭和二十九年政令第百五十五号）」を加え、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 特例申告に係る課税物品について法第十三条第一項第一号（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第六号、第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。）及び第十四号（無条件免税）に係る部分に限る。）若しくは第四号又は第三項第四号の規定により国内消費税の免除を受けようとする者は、当該課税物品の輸入申告書（関税法施行令第五十九条第一項に規定する輸入申告書をいう。以下同じ。）に、当該課税物品についてこれらの規定により国内消費

税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

第十七条第一項中「次項」を「第三項」に、「消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出する時」を「課税物品の確定の時（法第十五条第一項ただし書に規定する課税物品の確定の時をいう。次項及び第三項において同じ。）」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「当該物品に係る消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した」を「課税物品の確定の時の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課税物品の確定の時までに変質し、又は損傷した特例申告に係る課税物品について法第十五条第一項の規定により内国消費税の軽減を受けようとする者は、当該物品の輸入申告書に、当該物品について同項の規定により内国消費税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

第十八条第二項中「附記する」を「付記する」に改め、同条第三項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同条第四項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第十九条の四第一項中「書類」を「申告書」に改め、同条第二項中「第五条の二」を「第五条の二第一

項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特例申告に係る課税物品について法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、当該課税物品の輸入申告書に、当該課税物品について同条の規定により消費税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

第十九条の五中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特例申告に係る課税物品について法第十五条の三の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、当該課税物品の輸入申告書に、当該課税物品について同条の規定により消費税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

第二十六条の四の見出しを「（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出）」に改め、同条中「の適用を受けようとする課税物品を輸入しようとする者」を「による届出」に、「手続」を「届出等」に、「当該課税物品に」を「法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに同項の規定の適用を受けようとする課税物品に」に、「付記しなければならない」を「付記することにより行うものとする」に改める。

第二十六条の八の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手續等についての規定の準用）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の九 第二十六条の四、第二十六条の六及び第二十六条の七の規定は、法第十六条の三第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十六条の四中「第五十四条の十三第一項」とあるのは「第五十四条の十八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手續等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十三第一項」と、第二十六条の六中「同項」とあるのは「法第十六条の三第三項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（国税通則法第六十八条第一項（重加算税）の規定によるものに限る。）の額を除く。）」とあるのは「課されるべき内国消費税額」と、第二十六条の七第一項中「第五十四条の十六」とあるのは「第五十四条の十八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手續等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十六」と読み替えるものとする。

第二十七条第三項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十九条第一項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第三十条第一項ただし書中「法第六条第二項に規定する」を削り、同項第一号中「次号の」を「同号の」に改める。

（関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

第六条 関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表大洋州の項中「トンガ」を削る。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四一・一号、第四一・二号、第四一・三号、第四三・一号、第四三・九号、第四四・九号、第一八六・二号、第一八六・九号、第一九一・一号、第一九一・二号、第一九一・九号、第二一一・一二号、第二一一・二二号、第二一一・二六号及び第二一六・九号の項、第四二・一号、第四二・二二号及び第四二・二九号の項、第四二・一号及び第四二・二二号の項、第四二・九一号の項、第四四・一号の項

、第四四・一号及び第四四・九号の項並びに第四五・一号及び第四五・九号の項中「平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで」を「平成二一年四月一日から平成二一年三月三十一日まで」に改める。

別表第四六・一号、第四六・四号及び第四六・九号の項中「平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで」を「平成二一年四月一日から平成二一年三月三十一日まで」に、「六二、八トン」を「六六、七トン」に改める。

別表第七一三・一号、第七一三・三二号、第七一三・三三号、第七一三・三九号、第七一三・五号及び第七一三・九号の項中「平成一九年一月一日から平成二一年三月三十一日まで」を「平成二一年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「七六、トン」を「三八、九トン」に改める。

別表第一 五・九号の項を次のように改める。

一 五・九	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成二〇年四月一日から同	二、八七、一トン
-------	----------------------------	--------------	----------

	<p>年九月三日 まで</p>	
<p>とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの</p>	<p>平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで</p>	<p>三三三、八トン</p>
<p>とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの</p>	<p>平成二〇年四月一日から同年九月三日まで</p>	<p>三八、四トン</p>
<p>とうもろこしのうちその他のもの</p>	<p>平成二〇年四月一日から同年九月三日</p>	<p>八二、五トン</p>

別表第一一七・一 号及び第一一七・二 号の項中「平成一九年一月一日から平成二一年三月三
日まで」を「平成二一年四月一日から同年九月三 日まで」に、「二七一、 トン」を「三五、

六 トン」に改める。

別表第一一八・一二号、第一一八・一三号、第一一八・一四号、第一一八・一九号、第一一
八・二 号、第一九一・二 号及び第一九一・九 号の項中「平成一九年一月一日から平成二一年
三月三一日まで」を「平成二一年四月一日から同年九月三 日まで」に改める。

別表第一二二・二・一 号及び第一二二・二 号の項並びに第一二二・九九号の項中「平成一九年四
月一日から平成二一年三月三一日まで」を「平成二一年四月一日から平成二一年三月三一日まで」に改め
る。

別表第一七三・一 号及び第一七三・九 号の項中「平成一九年四月一日から平成二一年三月三
日まで」を「平成二一年四月一日から平成二一年三月三一日まで」に、「一二、 トン」を「一、
トン」に改める。

別表第一八 六・二 号の項中「平成一九年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」に、「一七、一 トン」を「一七、二 トン」に改める。

別表第二 二・九 号の項中「平成一九年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」に、「三九、九 トン」を「三八、二 トン」に改める。

別表第二 八・二 号の項中「平成一九年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」に、「四八、九 トン」を「四六、五 トン」に改める。

別表第二 六・九 号の項、第四一 一・二 号、第四一 一・五 号、第四一 一・九 号、第四一 四・一一号、第四一 四・一九号、第四一 四・四一号、第四一 四・四九号、第四一 七・一一号、第四一 七・一二号、第四一 七・一九号、第四一 七・九一号、第四一 七・九二号及び第四一 七・九九号の項、第四一 五・三 号、第四一 六・二二号、第四一 一一二・ 号及び第四一 一三・一 号の項、第五 一・ 号の項並びに第六四 三・二 号、第六四 三・四 号、第六四 三・五一号、第六四 三・五九号、第六四 三・九一号、第六四 三・九九号、第六四 四・一九号、第六四 四・二 号、第六四 五・一 号及び第六四 五・九 号の項中「平成一九年四月一日から平成二二年三月三十一

日まで」を「平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで」に改める。

第八条 関税割当制度に関する政令の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び第五〇〇一・〇〇号」を「第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号」に改める。

別表第五 一 号の項を次のように改める。

五 一・	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よ	関税定率法等	一、八六 トン
五 二・	つてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）	の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則	（生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸・四トンに換算するものとする。）
		第一条第三号に定める日から平成二一年	を三百六十五で除して得た数量

三月三十一日ま

で

に關稅定率法等

の一部を改正す

る法律（平成二

十年法律第五号

）附則第一条第

三号に定める日

から平成二一年

三月三十一日まで

の日数を乗じて

得た数量（一ト

ン未滿の端数が

あるときは、こ

れを四捨五入し

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一二号中「執務時間」を「開庁時間」に改める。

別表第二七号の次に次の三号を加える。

二七の二	関税法第六十三条の二第二項(特定保税運送の際の運送目録の提示)の規定による運送目録の提示
二七の三	関税法第六十三条の二第三項(特定保税運送の到着の確認)の規定による運送目録の提示
二七の四	関税法第六十三条の二第四項(特定保税運送の到着の確認後の運送目録の提出)の規定による運送目録の提出

別表第三一号中「第五十九条の二第一項第四号」を「第五十九条の四第一項第四号」に改める。

別表第三六号を次のように改める。

三六 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税法施行令第五十八条の改正規定 平成二十年六月一日
- 二 第三条中関税暫定措置法施行令第十一条及び第十二条の改正規定並びに第八条の規定 関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則第一条第三号に定める日

(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日前に関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により輸入の申告がされた貨物であつて、同日以後に同法第七条の二第二項に規定する特例申告がされる貨物に係る第一条の規定による改正前の関税法施行令第四条の四及び第四条の十二の規定の適用については、なお従前の

例による。